

# 福祉用具専門相談員指定講習会 運営規程

職業訓練法人西都職業訓練会  
西都高等職業訓練校

## 第1条 開講目的

介護保険制度の円滑な運営に資するため、要支援、要介護にある高齢者に対し、質の高い指定居宅サービス実施を旨とし、必要な知識、技能を有する福祉用具専門相談員の養成を図ることを目的とする。

## 第2条 事業所の概要

職業訓練法による認定職業訓練その他職業訓練に関し必要な業務を行うことにより、職業人として有意な労働者の養成と労働者の経済的社会的地位の向上を図ることを目的とする。  
認定訓練、自主訓練の他に公共職業訓練、求職者支援訓練（予定）

## 第3条 講習名称

職業訓練法人西都職業訓練会 西都高等職業訓練校  
福祉用具専門相談員指定講習

## 第4条 事業所の名称及び所在地

名称：職業訓練法人西都職業訓練会 西都高等職業訓練校  
所在地：宮崎県西都市大字三宅 2215 番地

## 第5条 講習実施場所

名称：職業訓練法人西都職業訓練会 西都高等職業訓練校 3階大会議室  
所在地：宮崎県西都市大字三宅 2215 番地

## 第6条 講習期間

8日程度（別紙1 時間割表参照。）

## 第7条 講習課程

別紙2 講習課程参照。

## 第8条 講習内容

50時間（講義37時間 演習13時間）及び筆記試験（修了評価1時間）

## 第9条 使用テキスト

中央法規発刊 新訂 福祉用具専門相談員研修テキスト 第2版  
中央法規発刊 福祉用具サービス計画 作成ガイドブック 第2版  
ただし、関係法の改正により、随時改定版を使用する。

## 第10条 講師氏名

別紙3 講師一覧表参照。

## 第11条 修了評価の実施方法

全カリキュラム（50時間）を修了した者を対象に、修了評価試験（1時間）を実施し、100点満点中70点以上を合格とする。

## 第12条 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取り扱い

以下、①②両方の要件を満たした受講生に対し、修了認定を行い、修了証明書を発行する。

- ①研修カリキュラムの全科目を履修していること。
- ②①を満たした者を対象に筆記試験（修了評価試験）を行い、100点満点中70点以上に達していること。

尚、上記の要件に満たない場合は、以下のとおり対応する。

- ①の場合は、同内容による補講を有料にて実施する。但し、補講日時は、当法人が指定する。
  - ②の場合は、有料にて補講を実施し、再試験を行う。
- 但し、①、②の補講にかかる費用は、1時間当たり2,000円とする。

### 第13条 受講定員

20名

### 第14条 年間の開講時期

- (1)通学で福祉用具専門相談員指定講習を開講する場合  
年1回とする。(1月)
- (2)公共職業訓練及び求職者支援訓練で福祉用具専門相談員指定講習を開講する場合  
委託元の認可を受けた期間での開講とする。

### 第15条 受講手続き

- (1)通学で福祉用具専門相談員指定講習を受講する場合  
受講希望者には、募集要項、日程表、受講申込書を送付。  
別紙（受講申込書）を郵送にて西都高等職業訓練校に提出。受付は先着順とする。  
受講決定については開講の5日前までに郵送又は連絡を行う。  
(受講希望者が10名以下の場合には開講しない)
- (2)公共職業訓練及び求職者支援訓練で福祉用具専門相談員指定講習を受講する場合  
公共職業訓練（公共職業安定所の受講指示、受講推薦、または支援指示を受けられた方）  
求職者支援訓練（雇用保険被保険者でなく、一定の要件を満たされ労働の意思がある方）  
いずれも公共職業安定所に求職手続をし、申込み期間内に入校願または受講申込みが必要。  
訓練については委託元の認可後、ハローワークを経て定員数に達した場合開講する。

### 第16条 受講料、補講料、支払い方法について

- (1)通学で福祉用具専門相談員指定講習を受講する場合  
受講料 48,600円（税込、テキスト代込み）  
支払方法 申込者には開講の有無を通知後、開講日または指定期日までに現金払いとする。  
補講料 1時間当たり2,000円を補講日当日迄に現金にて納入する。  
補講日 実施施設と講師で調整する。
- (2)公共職業訓練及び求職者支援訓練で福祉用具専門相談員指定講習を受講する場合  
受講料 無料  
補講料 1時間当たり2,000円を補講日当日迄に現金にて納入する。  
補講日 実施施設と講師で調整する。

### 第17条 守秘義務の徹底

講習会の運営者、講師その他関係職員は、業務上知り得た受講生の秘密を保持しなければならない。

### 第18条 解約条件及び返金の有無

- (1)通学で福祉用具専門相談員指定講習を受講する場合  
受講開始後のキャンセルは原則として返金しない。

- (2) 公共職業訓練及び求職者支援訓練で福祉用具専門相談員指定講習を受講する場合  
訓練開始後のキャンセルは原則として返金しない。

#### 第19条 その他

- ①この運営規程に定める事項のほか、講習の内容等に関する事項は、職業訓練法人西都職業訓練会と講習に係る講師間にて協議の上行う。
- ②受講生が故意に備品等をき損・亡失した場合は、かかる費用の全額を負担または、一部負担を課する。
- ③自然災害等により実施できなかった科目は、別日程を設け実施する。
- ④訓練期間中、他者への迷惑行為等、問題行動のあった者に関しては、即受講を取り消す場合がある。

#### 附則

この運営規程は、平成30年12月4日より施行する。